

Discussion Paper No. 9
Toyota Technological Institute

T. ポツゲの世界正義論と
D. ミラーの国際正義論

浅野幸治

豊田工業大学

目次

序	1
第1節 T. ポツゲの世界正義論の枠組み	1
第2節 T. ポツゲの世界正義論の具体的提案	4
第3節 D. ミラーの批判	7
第4節 D. ミラーの国際正義論	8
第5節 ポツゲの世界正義論とミラーの国際正義論の比較	12
第6節 ミラーに対する批判	16
参考文献	20

序

本稿では、T. ポッゲの世界正義論とD. ミラーの国際正義論を比較検討することを目的とする。ただし、一言で正義論と言っても、そこにはさまざまな主題が含まれるだろう。私が焦点を当てたいのは、豊かな先進国に住む裕福な人たちは、貧しい途上国で食料や住居や医療がないために生命の危機に瀕している人たちを援助して救う義務があるのかという問題である。以下では、まず、このような問題意識を生み出す世界の現実を簡単に振り返ってから、第1節でポッゲの世界正義論の基本的枠組みを素描し、第2節で細部を述べて、ポッゲの世界正義論が具体的に何を言っているかを明らかにする。次いで第3節でミラーがポッゲをどのように批判するかをごく簡単に見てから、第4節でミラーの国際正義論を紹介し、第5節でポッゲとミラーの違いについて考察する。そして最後の第6節では、私自身の立場からミラーの議論に対する批判を述べて終わりたい。

世界銀行によれば、世界には、1日1.25ドル未満で生活する最貧困（絶対的貧困）層の人たちが約10億1100万人いる。その人たちを含めて1日2ドル未満で生活する貧困層の人は約21億5300万人である（World Bank）。そのため、世界保健機関によれば、毎年約1280万人が貧困関連の原因で亡くなっている（WHO）。また国際連合児童基金によれば、今（2012年）でも約660万人の子どもが5歳未満で亡くなっている（ユニセフ：23）。他方、先進国に住む裕福な人たちは有り余るほどの富を享受している。経済協力開発機構によれば、加盟34カ国の1人当たり国内総生産は37,875ドルであり、日本の1人当たり国内総生産は36,225ドルである（OECD）。

第1節 T. ポッゲの世界正義論の枠組み

ポッゲの世界正義論には、その出発点として2つの認識がある。第1に、ある制度の作成や維持に関わっている人たちは、その制度に対して道徳的責任があるということである。例えば、かつてアメリカ合衆国にあった奴隷制の創設や維持に関わっている人たちは、たとえ直接に奴隷を所有したり奴隷取引に従事していなくても、奴隷制に対して道徳的責任がある。これは、荷担とか連帯責任という言葉で表されるような考えである。第2に、人間の行為や性格だけではなくて、社会的な制度も道徳的評価の対象にな

るということである。ポツゲによれば、社会の基本構造を正義論の中心に据えたことが J. ロールズの最大の功績である。この2つの考えを組み合わせれば、ある制度が不正なものである場合、その制度の創設や維持に関わっている人たちは、不正を犯してはならないという消極的義務に違反しているということになる。不正を犯してはならないという消極的義務は完全義務なので、その人たちには不正を止め、不正によって被害を被った人たちに補償をする強い義務が発生する。これは、正義の要求である。

ところで、ロールズは正義論を基本的に国内の正義論に限定した。しかし、ポツゲの考えでは、原初状態において人々が自分の個人情報忘れて社会の基本構造を選択するという発想は、国内に限定されるいわれはない。というのは、自分が男性であるか女性であるか、どういう肌の色をしているか、裕福な家庭に生まれるか貧しい家庭に生まれるかといったことが道徳的に恣意的なことであるように、自分がどの国に生まれるかも道徳的に恣意的なことだからである。だから、原初状態においては自分の国籍も忘れて世界の基本構造を選択するほうが理に適っている¹。

たしかに、昔であれば、さまざまな国が相互に独立に存在していたと言ってよいだろう。しかし、現今の世界には、実際に社会経済的な制度的秩序が存在しているので、そのような世界の制度的秩序は道徳的評価の対象になる。

では、どのようなものが、正義に適った社会の基本構造なのか。ロールズの有名な正義の2原理は、次のようである。

第1原理 各人は、平等な基本的諸自由からなる十分適切な枠組みへの同一の侵すことのできない請求権をもっており、しかも、その枠組みは、諸自由からなる全員にとって同一の体系と両立するものである。

第2原理 社会的・経済的不平等は、次の2つの条件を充たさなければならない。第1に、社会的・経済的不平等が、機会の公正な平等という条件のもとで全員に開かれた職務と地位にともなうものであるということ（機会原理）。第2に、社会的・経済的不平等が、社会のなかで最も不利な状況にある構成員にとって最大の利益にな

¹ ロールズ流の正義論を世界規模で適用するのであれば、世界政府という考えになるのではないか、と思う人もいるだろう。しかし、世界政府という考えは評判が悪く、有力な選択肢だとは一般に考えられていない。その理由は2つある。第1に、世界政府が専制政府に転じる恐れがあるということ。第2に、世界政府は膨大な官僚機構を必要とし非効率的だということである。

ること (格差原理)。(ロールズ2004: 75)

貧困は明らかに格差の問題である。では、世界の制度的秩序は格差原理を充たしているか。現代世界の制度的秩序が、最も不利な状況におかれた人たちにとって最大の利益になっているとはとうてい言えない。ここで、「最大の」という表現は比較対象を想定しているけれども、ポグゲによれば、比較すべき対象は現実的な他の制度的秩序、ないしはそこでの状況である。ということは、最も不利な状況にある人たちの状況がよりよくなるような現実的な他の制度的秩序がある限り、現今の制度的秩序は格差原理を充たしていない。

しかしながら、ポグゲは、世界の貧困問題は格差原理の対象である以前に、正義の第1原理の対象であると考え。というのは、第1原理が充たされるためには、自由が現実のものになっている必要があり、そのためには「基本的人権」と呼ばれるようなものが充足されている必要があるからである。言い換えると、水や食料や住居や基本的な医療がなくて生命が脅かされているような状況では、自由はありえない (Pogge 1989: 142~148)²。したがって、現代世界の制度的秩序は、正義の第1原理も充たしていない、不正な秩序なのである。

もちろん、世界の制度的秩序が変更不可能なものであったり、最も不利な状況にある人たちにとって最大の利益になっているのならば、現在の制度的秩序を不正だと言うことに意味はないだろう。しかし現実には、世界の制度的秩序はさまざまに他のようでもありうるし、その中で、最も不利な状況にある人たちの状況をよりよくするような他の現実的な選択肢も容易に考えられる。したがって、現在の世界の制度的秩序に荷担している人たち——主に先進国の政治家および国民——は、その不正な秩序に対して道徳的責任があり、その不正な秩序の犠牲者に対して「人を殺してはならない」というような消極的義務を破っている³。かくして、現在の不正な秩序を公正なものに改変しておぞ

² よりロールズに即して言えば、もし正義の第1原理に基本的人権・経済的必要性の充足 (基本的人権) が含まれないなら、正義の第1原理が第2原理よりも辞書的に優先するという主張が説得的なものとなるからである。

³ 先進国のすべての国民に加害責任があるというのは言いすぎではないか、と思われるかもしれない。たしかに、子供には責任がないだろう。それだけではない。第1に、先進国の国民の中にも、国際的な制度的秩序の被害者となっている人がいるかもしれない。そのような人には加害責任はないだろう。第2に、先進国の国民の中で、不正な国際的制度に反対している人たちはどうか。そのような人たちは、おそらく自分たちの加害責任を自覚しているだろう。し

ましい貧困をなくすこと（正義の第1原理をみたすこと）、ないしは不正な秩序の犠牲者に対して補償をすることは、慈善の義務ではなくて、完全義務、正義の義務である。これがポッゲの世界正義論の眼目である⁴。

第2節 T. ポッゲの世界正義論の具体的提案

では具体的に、世界の制度的秩序として、どのような他の現実的な選択肢があるのか。ポッゲは、おおまかに分けて4種類の重要な提案をしている。第1は、先進国による保護主義的関税および保護主義的補助金の撤廃である。先進国はその保護主義的政策によって、途上国にとって貴重な輸出機会を閉ざし、途上国が貧困から抜けだすのを困難にしている。もし先進国がその保護主義的政策を止めてその大きな国内市場を途上国の生産者に開放するならば、途上国の貧困状況は相当に改善される（ポッゲ2010：47，342～343）。

第2に、途上国の貧困の原因として、しばしば途上国自身の統治体制が挙げられる。しかし、ポッゲによれば、そのような劣悪な統治体制も、世界の制度的秩序によって促されたものである。具体的にはポッゲは、国際社会が認める資源特権と借入れ特権を指摘する。資源特権とは、ある国を実効的に支配している者に、その国の資源を所有し売却する権利を認めるものである。これが特権なのは、支配の道徳的正当性が問われないからである。このような資源特権は、特に天然資源が豊富な国において武力による政権の篡奪そして独裁体制を誘発する。同様のことが借入れ特権についても言える。借入れ特権とは、ある国を実効的に支配している者に、その国および国民の名において国際社会からお金を借り入れる資格を認めるものである。これも特権なのは、やはり支配の道

たがって、そのような人たちは、不正な国際的制度を公正なものに変えようと努力する（べき）だろう。それだけではない、国際的な制度が改善されるまでの間、不正な国際的制度の被害者に対する補償を個人的にでも行う（べき）だろう。これは、ポッゲ流の根拠からする、シンガー流の援助義務である。（これは、不正な制度的秩序を是正すべき義務から派生しているので完全義務と思われる。ただし、それはポッゲが強調するところではない。その理由は、個人的な補償を強調することで制度的秩序を是正すべきだという本来の論点がぼやけることをポッゲが警戒するためと思われる。）しかし、それ以外の人たち、自国の政府およびその外交政策を積極的または消極的に支持し受け入れている人たちは、加害責任を負う。

⁴ 井上の簡にして要を得た表現を借りれば、「制度的加害賠償責任論」（井上2009a）ないしは「制度的加害是正責任論」（井上2011）である。

徳的正当性が問われないからである。この2つの特権のおかげで、途上国において軍事力をもった者は、武力によって政権を奪取し、その国の資源を売却して私腹を肥やし、あまつさえその国および国民の名において国際社会からお金を借り入れ、そのお金で武器を購入し、その武器で国民を抑圧して政権を維持するのである。ここには先進国と独裁者の共犯関係があり、言い方を変えれば、先進国が汚い仕事をさせるために、独裁者を雇っているようなものである。したがって、先進国は、途上国の正当でない支配者に資源特権と借入れ特権を認めるのを止めるべきである（ポッゲ2010：247～261）。

第3に、ポッゲは「地球資源の配当（Global Resource Dividend）」という提案をする。ポッゲがこの提案をするときの論理は、完全自由主義者（リバタリアン）のようである⁵。ロック流の自然権論的完全自由主義（リバタリアニズム）によれば、たしかに私たちは、自然資源に自分の労働を加えることによってその自然資源を所有することができる。ただし、それは「他人にも十分なだけ同様な質の物が残されている限り」という有名なロック的但し書きによって制約される。人口に比して無尽蔵と思われるほど広大な土地があったときには、この但し書きは充たされていたかもしれない。しかし、貨幣が導入されると、蓄財が可能となり富の不平等が発生する。その場合、ロック的但し書きは充たされるのだろうか。文字通りの意味では、充たされなくなる。例えば、土地が所有しつくされ、土地を所有しない人がでてくる。しかしながら、ロック的但し書きが「他の人々の状況を悪化させない」限りという意味に解釈されるならば、ロック的但し書きが依然として充たされる可能性はある（ノージック：294～298）。すなわち、貨幣の導入以前と較べて人々の状況が良くなるならば、貨幣の導入とそれがもたらす大きな私有財産が正当化される。では今現実には、ロック的但し書きは充たされているだろうか。充たされていない（ポッゲ2010：310～311）。というのも、自然資源からほぼ完全に排除され生存もままならないような境遇におかれている人たちが大勢いるからである。それでも、現在の私有財産を正当に維持し続けるためには、どうしなければならないか。「十分なだけ同様な質の物」から排除されている人たちに適切な補償を行う必要がある。その補償を行う制度が、「地球資源の配当」である。したがって、地球資源

⁵ ただし、ポッゲは完全自由主義者（リバタリアン）ではない。むしろ、ポッゲは完全自由主義者を強力な論敵として想定し、彼らを説得するために、完全自由主義者でも受けいれるような論理を展開しているのである。

の配当は、「十分なだけ同様な質の物」を文字通りに受けとって、自然資源を平等に配分する制度ではない。そうではなくて、ロック的但し書きを「他の人々の状況を悪化させない」という意味に解釈して、人々の状況を貨幣の導入以前と較べて悪くしないために、最低限の基本的な人権を保障する「控え目な提案」である（ポッゲ2010：303，313）。

この制度は、地球規模で自然資源——石油や鉱物、土地、空気や水など——の利用に対して課金するものである。これは、例えばトービン税に似ていると思われるかもしれない。しかし、これは正当な私有財産に税を課すのではない。「配当」という表現は、「十分なだけ同様な質の物」から排除されている人たちに本来の所有権があるという思想を表している。だから、その人たちが受けとるのは「配当」なのである。

より具体的には、ポッゲは2つの数字を挙げている。1つは、世界の総生産の1.13%を地球資源の配当とするものである。そうすると、2005年の場合、約5,000億ドルの資金になる。これは、深刻な貧困を撲滅するのに十分な額であり、目標規模の目安である。もう1つの具体的な数字は、原油採掘に対してバレルあたり3ドルを課すというものである。これを負担するのは最終的には消費者であり、消費者にとってはガロンあたり7セントの負担になる。これによって約1,500億ドルの資金が集まる。これは十分とは言えないかもしれないが、相当な改善を見込める額である（ポッゲ2010：314）。そうして得られた配当は、「十分なだけ同様な質の物」から排除された人たちの基本的な必要性を充たすことに当てられる（ポッゲ2010：304）。

最後に、ポッゲが提案する第4の制度改革は、健康回復基金（Health Impact Fund）というものである。この提案をするときのポッゲの論理も、完全自由主義者のようである。そもそも自然権論的な完全自由主義者であれば、知的財産権を自然権としては認めないだろう。発明に特許権を認めることは、他人の自由を制約することでしかない（ポッゲ2010：335～338）。したがって、知的財産権は、せいぜいのところ功利主義的な根拠によって導入される人為的なものにすぎない。その限り、知的財産権はさまざまに設計することができる。現在の制度的枠組み、すなわち「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）」の下では、製薬会社は新薬に高い価格設定をすることで最大の利益をあげる。その結

果、貧しい人たちは、必要な新薬を手に入れることができない（ポグゲ2010：340～341, 345）。それだけではない、そもそも研究・開発が、多くの人の健康を改善するような医薬品にではなくて、高い価格設定によって最大の利益をあげられるような医薬品に向けられている（ポグゲ2010：345～347）。このような状況を解決するのが、健康回復基金である。

まず健康回復基金は、各国政府からの出資によって設立される。製薬会社は医薬品を健康回復基金に登録し、その医薬品を製造原価——これは非常に廉価である——で販売することに同意する。その見返りとして、製薬会社は、その医薬品が人々の健康をどれだけ回復したかに応じて、健康回復基金から報酬を受け取る。健康回復基金から製薬会社に支払われるこの報酬は、少なくとも年間60億ドルと見積もられている（Hollis and Pogge：10）。こうすることで、貧しい人たちは必要な医薬品から排除されることがなくなり、製薬会社の研究・開発も最大の報酬を得るために、人々の健康をできるだけ大きく回復できるような医薬品に向けられる（ポグゲ2010：355～365）。

第3節 D. ミラーの批判

ミラーは、ポグゲが貧困の責任を重視することを評価する。しかしながら、ミラーによれば、ポグゲの責任論は一方的・一面的であり、直接の原因よりも背景的な要因を原因と見なしている。ミラーは、次のような例をあげる。

例 2台の自動車がロータリーで衝突したのだが、自動車Aの運転手が無謀な運転をしたということで、生じた損害に結果惹起責任があると断定できるとしよう（ミラー2011：290）⁶。

この場合、たしかに、道路技師がロータリーを設置するのではなくて信号機を設置していれば、事故は起こらなかったかもしれない。しかしだからといって、事故の責任が道路技師にあると言うのは間違いで、自動車Aの運転手は責任を免れない。同様に、貧困国の貧困に関しても、その直接の原因は背景となっている国際関係ではなくて、貧困国

⁶ 長谷川訳をほんの少し変えさせていただいた。結果惹起責任については少し後で説明する。

の国内的要因である。

さらに、ミラーによれば、ポツゲは、先進国の国民に対しては、その国の政策に対する集団的責任を負わせるが、貧困国の国民に対しては、その国の政策や制度や慣習に対する集団的責任を負わせない——しかし、これは不整合である（ミラー2011：294）。

そこでさっそく、ミラー自身の国際正義論を見てみよう。

第4節 D. ミラーの国際正義論⁷

ミラーの国際正義論、特にその世界貧民救済責任論は、大変に興味深い——それは、ミラーが、人間を見る際の2つの視点の両方を同時に取り込もうとしているからである。第1に、人間は傷つきやすい存在であり、最低限の意味でまっとうな人間的生活を送るためには一定の物や条件を必要とする。私たちには、例えば「食物や水、衣服や安全な場所、身体的安全、医療、教育、労働と余暇、移動や良心や表現の自由」が必要である（ミラー2011：221）。そうしたものがない場合、私たちは傷つく。よって、私たちには基本的必要性があるので、そうした物や条件に対する基本的人権が生まれる。したがって、もし誰かがそうした基本的権利を否定された場合、私たち他の者は、その基本的権利を回復させる責任を負う。これは正義の要求である⁸。第2に、人間は選択し行為する。人間は自由に選択し行為するので、結果が良い場合にも悪い場合にも、自由と責任を認めることが、人間を人間として尊重することである。特に、自分の行為の帰結が悪いものであった場合、私たちは、その帰結を引き受けねばならないし、（他人に悪い帰結がもたらされた場合）悪い帰結を是正する責任を負う。以上2つの視点を見失わないことが重要である（ミラー2011：11）。

そうすると私たちは、世界の貧困問題に関して何をすべきなのか。ミラーの立場は、明白なように見える——すなわち、人々が基本的人権を否定された場合、私たち他の者は、その人たちの権利を回復させる責任を負う。しかし、よく見るとミラーの立場は、結局そのようなものでないことが分かる——というのは、私たちにその人たちの権利を

⁷ 本節の内容は、浅野2012での記述と部分的に重複することをお断りする。

⁸ 言い換えれば、基本的人権が充たされている状態が正しい（正常な、正義に適った）状態であり、基本的人権が剥奪されているような状態は不正な（私たちが憤りを感じるような）状態だということである。

回復させる責任があることが分かったとしても、まだ、その責任の配分という大問題が残っているからである。では、この責任はどのように配分されるのか。

責任を配分するための明らかな基本原理は、悪い帰結をもたらした人は、その悪い帰結を是正する責任があるというものである。そうすると、悪い帰結をもたらさなかった人には、悪い帰結を是正する責任はないと思われるかもしれない。けれどもミラーは、そうは主張しない。というのは、ミラーは、2つの責任を区別するからである。1つは、結果惹起責任（outcome responsibility）である。これは、ある結果をもたらした責任という意味である。（細かく言うと、これは、因果的責任よりも狭く、道徳的責任よりも広い概念である。例えば、ある人が何かを強制されて行った場合、因果的責任はあるけれども結果惹起責任はない。ある人がテニスの試合に負けて、奨学金を失った場合、その人に勝った人に結果惹起責任はあるけれども道徳的責任はない。）もう1つは、救済責任（remedial responsibility）である。これは、正義が損なわれている場合に、正義を回復する責任である（ミラー2011：101, 104）。少し上で述べたように、最も単純な場合には、結果惹起責任を負う者が救済責任も負う。例えば、私が窓ガラスを割った場合、私が損害賠償の責任を負う。しかし、結果惹起責任と救済責任とは別々でありうるので、結果惹起責任を負わない人が救済責任を負う可能性をミラーは認めるのである。

途上国での基本的人権の剥奪は、誰かに起因するか、誰にも起因しないかのいずれかである。誰にも起因しない場合というのは、基本的人権の剥奪が、自然によって引き起こされたり、他の予期せぬ出来事によって引き起こされたりする場合である。例えば、2004年12月のスマトラ島沖地震の際のインド洋大津波によって危機的状況に陥った人たちの場合である。そのような場合、私たちの中で、必要な救済手段を提供できる人たちに、それを実行する責任があるとミラーは主張する。これは正義の義務である。ただし、そのような場合でも、生命の危機に瀕している人たちと関係のない先進国の国民よりも、関係の深い先進国の国民に救済責任が生じる（ミラー2011：304）。ここで関係ということでミラーが考えているのは、因果的責任や利益の享受や何らかの共同性である（ミラー2011：124～127）。例えば、旧宗主国であるとか、貿易量が大きいとか、言語を共有しているとかであろう。

他方、基本的人権の剥奪が誰かに起因する場合、私たちは、誰が基本的人権を剥奪したのかを調べる必要がある。大きな論争的となるのは、外在的要因と内在的要因のどちらが基本的人権の剥奪の主要因かという点である。内在的要因とは、貧しい国の人々、その人たちの価値観や慣習、選択や行為である。外在的要因とは、例えば貧しい途上国を取り囲む国際秩序、すなわち貧しい国と他の諸国との協力関係のあり方（規則）である。国際秩序は、公正なものでなければならない。これは正義の要求である。しかし、現行の国際秩序は公正ではない。現行の国際秩序は、だいたいにおいて強国が自分自身の利益、すなわち自国の産業の利益と自国の民衆の利益を追求して、作ったものである。そういう次第なので、現行の国際秩序が途上国の貧しい人たちの窮状に一役買っているとしても何ら不思議ではない。したがって先進国の市民は、「貧しい社会に公正な協力関係を提供する責任」がある。公正な国際秩序とは、例えば「富裕国の政府が発展途上国の攻勢から自国の産業を保護するために関税障壁を設けることは許さない」ということである（ミラー2011：303）⁹。

基本的人権の剥奪が内在的要因に起因する場合、基本的人権の剥奪をもたらしたのは、貧しい国の民衆全体であるか、または一部の人たちかである。ここで貧困の国内的な結果惹起責任を考えるにあたっては、統治体制に注意することが必要になる。まず、民主的な国の場合、政府の選択、個々の国民の選択およびその帰結に対して、国民に結果惹起責任があることは間違いない。しかし、北朝鮮のように「もっぱら恐怖と弾圧によって成り立っている独裁体制」の場合、一般国民に結果惹起責任を帰すことは不合理である。一般国民は犠牲者であるにすぎない（ミラー2011：295）。けれども、民主制と独裁制の間に、中間的な形態の国がある。そのような中間的な形態の中でも、ミラーは2つの形態を区別する。1つは、ロールズの言う「良識ある階層社会」に近い国である。例えばマレーシアがそのような社会の例であり、そこでは政府方針に対する異議申し立てが可能であり、「政府は人民全体の信念や文化的価値をおおむね反映して」いる。この場合には、結果惹起責任に関する限り、民主的な国と大差なく、国民は結果惹

⁹ 国際秩序の公正さとは何かを、ミラーは主題的に論じてはいない。けれども、不公正な国際秩序の一例は、先進国が自由貿易を標榜してそれを途上国に押しつけながら、自らは保護主義を実践することであろう。これはたしかに、途上国の貧困に一役買っている。ただしミラーによれば、この不公正な貿易秩序は、貧しい途上国の貧困の主要因ではない。

起責任を負う（ミラー2011：295）。もう1つは、「新家産制」とも呼ばれるもので、「大衆の黙認の上にエリートが支配している」ような体制である。このような体制はアフリカ諸国の多くに見られる。この場合にも、ミラーは、国民は政府に暗黙の同意を与えているので、結果惹起責任の「大部分は一般の人々が負わなければならない」と主張する（ミラー2011：295～296）。したがって、貧困の結果惹起責任に関するミラーの判定は、途上国の国民にとってかなり厳しい内容である。

それでは、救済責任はどうなるのだろうか。ここでも、ミラーは、国民の一部下位集団に結果惹起責任がある場合と、国民全体に結果惹起責任がある場合とを区別して考える。まず第1に、国民の一部下位集団に結果惹起責任がある場合、例えば独裁制のような場合である。この場合、そのような下位集団に救済責任があることは明らかである。しかし残念なことに独裁政権には、救済責任を果たす意志または能力がない。第2に、国民の全体に結果惹起責任がある場合、上の分類では「良識ある階層社会」や「新家産制」の場合である¹⁰。この場合にも、ミラーは、第1に救済責任を負うのは国民自身であると考える（ミラー2011：308～309）。しかし問題は、こうした極貧の人たちには、貧困から逃れ出るだけの力がないということである。したがって、いずれの場合にしても、基本的人権を回復させる責任は、貧しい人たちを助けることのできる外国人に移る。ただし、責任がその第1義的な担い手から第3者（外国人）に移るとき、その責任はもはや正義の義務ではなくなる。言い換えると、私たちの責任、先進国の市民の責任は人道上の責任であり、私たちに、過大な犠牲は要求されない（ミラー2011：307～309, 294～296）。

ところで、基本的人権の剥奪は主として内在的要因に起因するというのが、ミラーの判断である。その判断の基にあるのは、マレーシアとガーナの比較である。マレーシアとガーナは1957年には同じくらい貧しい国であったが、現在ではマレーシアの平均所得は「ガーナの10倍」である（ミラー2011：291）。マレーシアとガーナにとって外在的要因は同じ、ないしはほとんど同じなので、マレーシアが発展し、ガーナが発展しなかったのは、それぞれの国の内在的要因による。したがって、途上国の貧しい人たちに對する私たちの責任は人道上の責任にすぎず、正義の義務ではない。これがミラーの基

¹⁰ 民主的な国では、基本的人権の剥奪は起こらないと考えられる。

本的立場である。ただしミラーは、2つの例外的な場合を認めてもいる。すでに述べたように、国際秩序が公正でない場合や、基本的人権の剥奪が自然によって引き起こされたり、他の予期せぬ出来事によって引き起こされたりする場合、私たちには、基本的人権を回復させる正義の義務がある。

しかし『国際正義とは何か』の最終章においてミラーは、基本的人権を回復させる正義の義務が私たちにあるという主張を相当程度に弱める。ミラーによれば、私たちのこの正義の義務を個々の人間にどのように割り当てるかに関して、意見の不一致が生まれるのももつともである。したがって、「社会のある部分に実質的なコストを強いることは……難しいであろう」（ミラー2011：330）。ミラーは、例えばフランスの農業補助金制度を挙げて、それを容認する。「フランスは、現在EUによって容認されている農業への補助金制度を守ろうとしている。その際はいつも、地方では小作農がいまだに伝統的な手法で農業生産に従事しており、そうした地方のあり方はフランスのアイデンティティの本質的部分であるという根拠を持ち出している」（ミラー2011：330）。かくして、ミラーによれば、貧しい国の人たちが正義の問題として要求できることと私たち先進国の市民が正義の問題として要求される犠牲との間には、正義の間隙がある¹¹。したがって結局、途上国の貧しい人たちは極貧のままである。彼らが期待できるのは、いわば人道的援助にすぎない。

こうしてミラーは、途上国の貧困の主たる原因が途上国自身にあるとすることで、先進国の国民が負う救済責任を人道上の責任にすぎないと主張し、また先進国の国民に途上国の貧困を救済する正義の責任がある場合にも、その正義の責任を正義の間隙論によって実質的に無効化する。

第5節 ポツゲの世界正義論とミラーの国際正義論の比較

まず、ミラーの批判に対するポツゲからの応答を考えよう。第1に、ロータリーで衝突事故を起こした自動車の例は、国際的貧困の類比になっていない。ミラーは、「道路技師は、標準的な能力をもった運転手がしかるべき注意を払えば、安全に運転できるようにロータリーを設計したものと仮定して」（ミラー2011：290）いる、つまりまっ

¹¹ ミラーの「正義の間隙」論を、井上は厳しく批判している（井上2012：203～209）。

うなロータリーを設計したものと仮定している。しかし、国際的な制度的秩序は公正なものとは言いがたい。また、自動車Aの運転手は1人だけであり、事故はこの人の自己責任と考えられている。しかし、途上国の国民は1人ではない。よく見れば、ロータリーの例でも、登場人物は1人ではない。衝突された自動車Bの運転手もいる。そうすると、もし仮に自動車Aの運転手に結果惹起責任があるとしても、自動車Bの運転手には責任がないだろう。これを途上国に当てはめてみれば、無謀な運転をした運転手は賢明でない政策を選択した政府の政策担当者であり、一般国民はその被害者になるだろう。

第2に、ポッゲは、先進国の国民は加害者であり、途上国で貧困のゆえに生命の危機に瀕している人たちを被害者と捉えていると思われる。そうであれば、たしかに加害者の責任を問うことは理に適っている。加害者の側は、1人であろうと大勢であろうと、全員が集団的責任を問われる。だから、先進国の国民は集団的責任を問われる——少なくとも国民は暗黙のうちに、自分たちの政治的指導者が選択した制度的秩序の恩恵を共有しているのだから。他方、被害者に責任を問うことは、被害者が1人であろうと複数人であろうと、本末転倒であろう。

では次に、ミラーの主張とポッゲの主張の異同に注意してみよう。ミラーは、ポッゲの原因論に強く反対するけれども、実質的にポッゲに相当程度譲歩しているようにも思われる。というのは、ミラーは、「貧しい社会に公正な協力関係を提供するという責任」を認めているからである（ミラー2011：302）。「公正な協力関係」ということで何が意味されているかであるが、ミラーは、先進国の保護主義は許されないと述べている（ミラー2011：303）。またポッゲが述べる資源特権と借入れ特権の廃止も、「公正な協力関係」ということにおそらく含まれるだろう。知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）を大きく修正する健康回復基金の提案については、それほどはつきりしないけれども、「公正な協力関係」ということに含まれる余地があるように思われる。ともかく原則的に、国際的秩序が公正でなければならないという点で、ポッゲとミラーは同意するのである。ポッゲが述べる最後の重要な提案、すなわち地球資源の配当に関しては、ミラーはより懐疑的ないしは批判的であるかもしれない。地球資源の配当とは、公正な国際的秩序の提案というよりも、現行の不正な制度的秩序の被害者に対し

て補償を行う制度である。ミラーも過去の不正な行為に対する補償責任を認める（ミラー2011：299～300）。そうであれば、ミラーは、現在の不公正な国際的秩序によって損害を被っている人たちに対して補償する責任も認めてよいだろう。ただ、ミラーからすれば、この補償を行う制度的枠組みが地球資源の配当である必要はない、他のやり方でもよい、ないしは他のやり方のほうがよいというだけのことだろう。

このようにまとめれば、ミラーの立場がポツゲにかなり近いように感じられるだろう。では、どこが違うのか。正確に言って、ミラーはポツゲのどこに反対するのか。国際的な制度的秩序が公正なものでなければならない——この点はよい。しかし、ポツゲは、あたかもそれがすべてであるかのように、つまり制度的秩序が途上国の貧困の原因のすべてであるかのように主張し、途上国の国内的要因を無視している。それが問題である。別の言い方をすれば、ポツゲは、国際的な制度的秩序が公正なものになれば、基本的人権の剥奪と言ってよいような貧困は起こらないかのように語っている。しかし、そのような見方は楽観的にすぎる。国際的な制度的秩序が公正なものになったとしても、貧困はありえる。そのような場合に救済責任をどう考えるのか——それがミラーの中心的な関心であると言えるかもしれない。

そのような場合の救済責任を、ミラーは、既に紹介したように、途上国の国民の一部下位集団に結果惹起責任がある場合と、国民の全体に結果惹起責任がある場合と、国民の誰にも結果惹起責任がない場合とに分けて考えている。ミラーによれば、自然災害の場合のように途上国の国民の誰にも結果惹起責任がない場合、先進国が負う救済責任は正義の義務である。次に、途上国の国民の一部下位集団に結果惹起責任がある場合、つまり途上国が独裁体制にあるような場合、先進国の国民が負う救済責任は人道的義務にすぎない。最後に、途上国の国民の全体に結果惹起責任がある場合、ミラーの判定は、途上国の国民にとって厳しすぎると思われる。この場合の統治形態として、ミラーは「良識ある階層社会」と「新家産制」の2つを区別する。そのうち、「良識ある階層社会」では「現行の政府方針に対する異議申し立て」が可能であり、集団的責任に関して民主国と大差がない。ところで、センが述べて一般に受け入れられている知見によれば、民主的な統治が行われているところでは飢餓は起こらない（セン：243～280）。逆に言えば、飢餓が起こるようなところでは、民主的な統治が行われていない。「新家産

制」の場合、政治的権威が政治家とその支持集団の關係に依拠して、支持集団は体制に暗黙の同意を与えているとされる。しかし、支持集団と一般国民——ましてや底辺の国民——とは必ずしも同じではないだろう¹²。経済的にうまくいっていないこのような体制の場合、ミラーのように貧困の結果惹起責任の「大部分は一般の人々が負わなければならない」（ミラー2011：296）と言うのは正しくない。むしろ一般の人々が統治から排除されているから、貧困が蔓延していると考えべきである。ただし、一般国民が貧困の結果惹起責任を免れるとしても、先進国の国民が負う救済責任はそれによって変わらない。貧困の結果惹起責任を負う人たち、すなわち貧困国の政治家とその支持集団がいる以上——独裁制の場合と同様に——先進国の国民が負う救済責任は人道的義務にすぎない。

そうすると、どうなるだろうか。国際的な制度的秩序が公正なものになれば、ポッゲの主張とミラーの主張はあまり変わらないのだろうか。たしかに、ポッゲの立場は、基本的に、制度的加害是定責任論と言ってよい。つまり、「加害行為を止めよ」というのが、ポッゲの主張の最大の特徴である。したがって、国際的な制度的秩序を不正なものから公正なものに改善したあかつきには、途上国の国民が自己責任で貧困に陥るのも自由ということになりそうにも思われる。その場合、先進国の国民が負う救済責任はたんなる慈善の義務になるように思われる。しかし、決してそうではない。先に私は、ポッゲの地球資源の配当という提案は、現行の不正な制度的秩序の被害者に対して補償を行う制度だと述べたけれども、地球資源の配当という制度の意味はそれだけに留まらない。地球資源の配当は、基本的人権を普遍的に保障するための制度である。国内の場合であれば、誰かが賢明でない選択をしたとしても、無条件に基本的人権を保障するだろう。同じように、地球規模で基本的人権をすべての人に保障するのが、地球資源の配当という制度である。すべての人に基本的人権が保障されることを、正義の第1原理が要求するからである。

考えてみれば、ミラーもこれと同じようなことを言っていた——すなわち、基本的人権は正義の要求であると。実際に、ミラーによれば、自然災害などによって人々の基本的人権が充たされなくなった場合、余裕のある先進国の国民は、その人たちの基本的人

¹² 底辺の国民が貧困の結果惹起責任を負わないことは、ミラーも認めている（ミラー2011：315）。

権を回復する、正義の義務を負う。しかし、途上国の貧困に対して結果惹起責任を負う人たちがいる場合には、（結果惹起責任を負わない）先進国の国民は、そのような正義の義務を負わない。したがってミラーは、ポッケの地球資源の配当という提案に賛同しない。これが大きな違いである。ポッケが基本的人権を無条件に保障しようとするのに対して、ミラーは途上国の国民の集団的責任を強調する。

この点に関して、ポッケのほうが正しく、ミラーは不整合であるように思われる。考えてみよう。途上国の貧困に対して結果惹起責任を負う人たちがすでに死亡しているとしよう。その場合、先進国の国民は、基本的人権を回復すべき、正義の義務を負うだろうか、それとも人道的義務を負うにすぎないだろうか。ある意味では、結果惹起責任を負う人たちは存在しない、生きている人たちの誰にも結果惹起責任がない。だからその意味では、自然災害の場合と同じであって、先進国の国民には、正義の義務として救済責任がある。言い換えれば、結果惹起責任を負う人たちが亡くなることによって、その人たちが負っていた救済責任がそのまま先進国の国民に移る。というのは、基本的人権を剥奪されている人たちには、基本的人権の保障を請求することができるからである。そうであれば、結果惹起責任を負う人たちが生きている場合にも、もしその人たちに救済責任を果たす意志や能力がないならば、救済責任はそのままの形で先進国の国民に移ると考えるべきである。というのは、ミラーは救済責任をある特定の人たちに割り当てるけれども、それは基本的人権を保障するためであって、救済責任を割り当てられなかった人たちを免責するためではないからである。したがって、救済責任の第1の割り当てがうまく機能しなかった場合、救済責任を別の人たちに割り当てることになる。基本的人権の保障を正義が要求するからである。ということは、結果惹起責任を負う人たちに代わって先進国の国民が負う救済責任も、やはり正義の義務である。

第6節 ミラーに対する批判

上の第5節の後半では、国際的な制度的秩序が公正だったならばという仮定のもとで、ポッケとミラーの立場の違いに焦点を当てた。しかし現実には、国際的な制度的秩序は公正ではない。最後に、この現実的な想定のもとで、私自身の立場から、ミラーの主張に批判を述べたい。3つである。第1に、国際的な制度的秩序が公正ではないにも

かかわらず、ミラーは、途上国における基本的人権の剥奪が主として内在的要因に起因すると考える。しかし、それは間違いである。ミラーは、私たちが世界市場の中で自由競争に晒されているという事実を無視している。言うまでもなく、競争には勝者と敗者がいる。勝者は、自分の勝ちに責任があり、したがってまた敗者の負けにも責任がある¹³。たしかに競争の結果、誰も窮乏に陥らない場合には、問題はない。しかし、ミラーが結果責任についての注の中で認めているように（ミラー2011：134）、敗者が負けた結果として深刻な損害を被る場合には、勝者にはその損害から敗者を救済する責任がある¹⁴。これは正義の義務である。世界的競争において、確実に、先進国の人々は勝者であり、貧しい途上国で貧困に喘ぐ人たちは敗者である。したがって、私たちに、途上国の貧しい人々を助ける正義の義務がある。マレーシアとガーナの間では、マレーシアが勝者であり、ガーナが敗者である——というのは、途上国同士も、例えば自国の産物を先進国の人々に売ったり、外国からの投資を自国に呼び寄せたりすることにおいて、競争しているからである。

第2に、ミラーは、途上国の内在的要因がそこにおける基本的人権の剥奪にながしに貢献しているという限りにおいては、正しいかもしれない。しかし、その場合、私たちは、その貢献に責任のある人たちとまったくそうでない人々を区別する必要がある。責任のある人たちとは、例えば、独裁者や政治家、高級官僚や政府を支持した人々である。反対に、独裁者に支配された一般民衆や政治制度から排除された最下層の人々を、まったく責任のない人たちとミラーは認めている（ミラー2011：294～296）。こ

¹³ AさんとBさんが競争して、AさんがBさんに勝ったとしよう。Aさんには、自分がBさんに勝ったことに関して責任がある。ところが、AさんがBさんに勝ったことは、BさんがAさんに負けたことと同一の事象である。したがって、Aさんには、BさんがAさんに負けたことに関して責任がある。もちろん、だからといって、Bさんには、自分がAさんに負けたことに関して責任がないということにはならない。実際のところ、AさんとBさんの両方に、AさんとBさんの競争の結果の責任があるだろう。通常は、それでなんの問題もないわけである。問題が生じるのは、競争の結果として敗者が——生存の危機といったような——深刻な損害を被る場合である。

¹⁴ ここには、競争、特に経済的競争は殺し合いとは違って、相手の抹殺を目的としているのではないという考えがある。実際に、競争に参加する人が競争に自発的に参加する以上、その競争は相互にとって利益となるようなものである必要があるだろう（Miller 2011: 25）。この前提が崩れた場合、競争に負けて深刻な損害を被った人を救済する責任を負うのは、直接の関係者である、競争に勝った人である。

れに私たちとしては、子供を付け加えるべきであろう。子供が私たちにとって特別な関心の的になるのは、子供は貧しい国に生まれたことに責任がありえないからである。子供が特別な関心の対象になるという考えを、ミラーは、子供に対する支援事業は大人に対する支援事業から切り離しえないという理由で退ける（ミラー2011：286）。しかし、この点でミラーは間違っている。私たちは、学校を、特別に子供を対象とする支援事業の拠点にすることができる。すなわち、学校において、私たちは子供たちに教育や給食、基本的医療を提供することができる。したがって、たとえ自分たち自身の経済的失敗に貢献した人たちはその結果を引き受けなければならないとしても、失敗に責任のない人たちは正義の要求として自分たちの基本的人権を回復してもらう権利がある。

これに対して、ミラーは答えるだろう——貧困に喘ぐ人たちの基本的人権を回復させる責任が、その窮状をもたらした第1の責任者によって果たされない場合、貧困に喘ぐ人たちに対して私たち外部の者が負う責任は人道上の責任にすぎないと。しかし、ミラーは基本的人権を他の権利から区別していることを、思い起こす必要がある。すでに述べたように、基本的人権が問題となる場面では、基本的人権の剥奪に責任のない人たちでも、基本的人権を回復させる責任を負うるのである¹⁵。したがって、基本的人権を回復させる責任がその責任を第1に負う人たちから第2次的に負う人たちに移るとき、この第2次的に負う人たちが負う責任は、第1に負う人たちが負うのと同じ正義の義務である。

第3に、正義の間隙は存在しない。たしかに、私たちの責任を果たす費用は、先進国の市民の間で公正に配分されるべきである。しかし、例えばフランスの農家が不公正な貿易のやり方から受益しているならば、フランスの農家はその不正な利益を手放すべきである。私たちの責任をどのように配分するかに関して、論争がありうる。しかし、そのような論争が存在することは、私たちにその論争を合理的に解決することを要求するのであって、私たちをその責任から免除するのではない。ある人たちに基本的人権を回復してもらう正義の権利（請求権）がある場合、その人たちの正義の権利に対応して、私たち他の者には、正義の義務がある。たしかに現実の世界では、私たちの義務に課せ

¹⁵ その根拠は結局、（1）基本的人権が人間の必要性に基づいた考え方であり、（2）基本的人権が人間にとって必要不可欠なほど重要であり、（3）先進国の裕福な市民には、基本的人権を剥奪された人に基本的人権を回復させる能力があるということである。

られる制約として、実践可能性というものがある。私たちは、できないことをするよう要求されえない。しかし、私たちが途上国の貧しい人たちに対する責任を果たすことは、私たちにできないことではない。もし仮に世界の貧困問題を根絶することが不可能なことだとしても、貧困に喘ぐ多くの人たちの生活を大幅に改善することは、私たちにできないことではない。

参考文献

- 浅野幸治 [2012]、「P. シンガーの援助義務論とD. ミラーの国際正義論」、岩手哲学会『フィロソフィア・イワテ』第44号、1～13頁。
- [2013]、「P. シンガーの援助義務論」、『豊田工業大学ディスカッションペーパー 第7号』、62頁。
- [2014]、「J. ロールズの国際援助論の批判的検討」、『豊田工業大学ディスカッションペーパー 第8号』、30頁。
- 井上達夫 [2009a]、「正義は国境を越えうるか——世界正義の法哲学的基礎」、井上2009b：107～135に所収。
- 編 [2009b]、『現代法哲学講義』、信山社。
- [2011]、「世界正義に向けて」、『立教法学』第83号：1～48。
- [2012]、『世界正義論』、筑摩書房。
- 宇佐美誠、『その先の正義論——宇佐美教授の白熱教室』、武田ランダムハウスジャパン、2011年。
- アマルティア・セン、『貧困と飢饉』（黒崎・山崎訳）、岩波書店、2000年。
- ロバート・ノージック、『アナーキー・国家・ユートピア』（嶋津格訳）、木鐸社、1998年。
- トマス・ポグゲ [2007]、「現実的な世界の正義」（児玉聡訳）、岩波書店『思想』2007年第1号：97～123。
- [2010]、『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか——世界的貧困と人権』（立岩真也監訳）、生活書院。
- デイヴィッド・ミラー [2005]、『政治哲学』（山岡・森訳）、岩波書店。
- [2007]、『ナショナリティについて』（富沢他訳）、風行社。
- [2011]、『国際正義とは何か——グローバル化とネーションとしての責任』（富沢他訳）、風行社。
- ユニセフ、『世界子供白書2014 統計編』、日本ユニセフ協会、<http://www.unicef.or.jp/library/pdf/haku2014.pdf>
- ジョン・ロールズ [2004]、『公正としての正義 再説』（田中・亀本・平井訳）、岩波書店。
- [2006]、『万民の法』（中山竜一訳）、岩波書店。
- Boylan, Michael. ed. *Morality and Global Justice: Reader*. Boulder, CO: Westview Press, 2011.
- Chatterjee, Deen K. ed. *The Ethics of Assistance: Morality and the Distant Needy*. Cambridge: Cambridge University Press, 2004.
- De Schutter, H. and Tinnevelt, R. ed. *Nationalism and Global Justice: David Miller and his critics*. London: Routledge, 2011.

- Hollis, A. and T. Pogge. *The Health Impact Fund: Making New Medicines Available for All*. New Haven, CT: Incentives for Global Health, 2008.
- Hurrell, A. and N. Woods. ed. *Inequality, Globalization, and World Politics*. Oxford: Oxford University Press, 1999.
- Jaggar, Alison M. ed. *Thomas Pogge and His Critics*. Cambridge: Polity, 2010.
- Miller, David. [1999]. "Justice and Inequality." In Hurrell and Woods: 187-210.
- . [2001]. "Distributing Responsibilities." *Journal of Political Philosophy* 9: 4: 453-71. Reprinted in Pogge and Horton: 481-506.
- . [2004]. "National Responsibility and International Justice." In Chatterjee : 123-43.
- . [2011]. "National Responsibility and Global Justice." In De Schutter and Tinnevelt: 14-39.
- . [2013]. *Justice for Earthlings: Essays in Political Philosophy*. Cambridge: Cambridge University Press.
- OECD. "Gross domestic product (GDP) : GDP per head, US \$, current prices, current PPPs." In OECD.StatExtracts . http://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=SNA_TABLE1
- Pogge, Thomas. [1989]. *Realizing Rawls*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- . [1994]. "An Egalitarian Law of Peoples." *Philosophy and Public Affairs* 23: 195-224. Reprinted in Pogge and Moellendorf: 462-93.
- . [2001a]. "Priorities of Global Justice." In Pogge 2001b: 6-23.
- . ed. [2001b]. *Global Justice*. Oxford: Blackwell.
- . [2004]. "'Assisting' the Global Poor." In Chatterjee : 260-288.
- . [2007a]. "Severe Poverty as a Human Rights Violation." In Pogge 2007b: 11-53.
- . ed. [2007b]. *Freedom from Poverty as a Human Right: Who owes what to the very poor?* Oxford: Oxford University Press.
- . [2010]. *Politics as Usual: What Lies Behind the Pro-Poor Rhetoric*. Cambridge: Polity.
- . [2011]. "The Health Impact Fund: More Justice and Efficiency in Global Health." *Development Policy Center Discussion Paper 7*, Australian National University.
- Pogge, T. & K. Horton. ed. *Global Justice: Seminal Essays*. St. Paul, MN: Paragon House, 2008.
- Pogge, T. & D. Moellendorf. ed. *Global Ethics: Seminal Essays*. St. Paul, MN: Paragon House, 2008.
- Schroeder, Doris, Thomas Pogge and Peter Singer. "Access to Life-Saving Medicines." In: Boylan: 229-255.

World Bank. "PovcalNet: Regional aggregation using 2005 PPP and \$1.25/day poverty line." <http://iresearch.worldbank.org/PovcalNet/index.htm?1,0>

World Health Organization (WHO). "Global Health Estimates: Causes of Death for 2000-2012." <http://apps.who.int/gho/data/node.main.GHECOD?lang=en>

豊田工業大学ディスカッションペーパー 第9号

発行日 2015年3月17日

編集・発行 豊田工業大学人文科学研究室

連絡先 〒468-8511 名古屋市天白区久方2丁目12-1

豊田工業大学 浅野幸治

Tel. 052-809-1754

E-mail: asano@toyota-ti.ac.jp